

川崎市指令環廃 第45号

許可番号 第05720039346号

産業廃棄物処分業許可証

住所 川崎市川崎区浅野町1番12号

氏名 三友環境サービス 株式会社

代表取締役 今井 伸久 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和元年7月31日

川崎市市長

福田 紀彦 印



許可の年月日

平成31年4月1日

許可の有効期限

令和6年3月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、溶融、圧縮・梱包）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 繊維くず、(エ) 金属くず、

(オ) ガラスくず、(カ) がれき類

以上6種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 溶融に係るもの

(ア) 廃プラスチック類 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず

以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 制限

ア 破碎施設（Ⅰ）に係る廃プラスチック類、金属くず及びガラスくずは、廃ランプを除く。

イ 破碎施設（Ⅱ）に係る産業廃棄物は、がれき類に限る。

ウ 破碎施設（Ⅲ）に係る産業廃棄物は、ガラスくず（廃石膏ボード）に限る。

エ 溶融に係る産業廃棄物は、廃発泡スチロールに限る。

オ 圧縮・梱包施設（Ⅰ）に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類、廃ペットボトル及び紙くずに限る。

カ 圧縮・梱包施設（Ⅱ）に係る産業廃棄物は、廃ペットボトルに限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成31年4月1日 更新許可

令和元年7月12日 事業計画変更（圧縮・梱包施設（Ⅱ）の追加）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設 (I)) (設置年月日 平成16年3月18日)	3.28t/日 (廃プラスチック類) 4.8t/日 (木くず) 1.2t/日 (繊維くず) 7.04t/日 (金属くず) 10.32t/日 (ガラスくず)	川崎市川崎区浅野町 35番245ほか (926.65㎡)
イ 破碎施設 (破碎施設 (II)) (設置年月日 平成28年9月28日)	4.3t/日 (がれき類)	
ウ 破碎施設 (破碎施設 (III)) (設置年月日 平成28年10月15日)	4.8t/日 (ガラスくず)	
エ 溶融施設 (溶融施設) (設置年月日 平成28年7月20日)	0.47t/日 (廃プラスチック類)	
オ 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包施設 (I)) (設置年月日 平成16年3月18日)	2.5t/日 (軟質な廃プラスチック類) 1.9t/日 (廃ペットボトル) 3.8t/日 (紙くず)	
カ 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包施設 (II)) (設置年月日 平成31年4月1日)	2.5t/日 (廃ペットボトル)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破碎施設一式	10.32t/日	破碎施設 (I)
破碎施設一式	4.3t/日	破碎施設 (II)
破碎施設一式	4.8t/日	破碎施設 (III)
溶融施設一式	0.47t/日	溶融施設
圧縮・梱包施設一式	3.8t/日	圧縮・梱包施設 (I)
圧縮・梱包施設一式	2.5t/日	圧縮・梱包施設 (II)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。